

# 公 告

次のとおり条件付一般競争入札（事後審査型）を行います。

令和6年10月17日

収支等命令者

佐賀県立嬉野高等学校長 原 美和

## 1 競争入札に付する事項

- (1) 委託業務名 6 嬉高委第3号 嬉野高等学校嬉野校舎外壁等調査業務委託
- (2) 履行内容 別紙仕様書による
- (3) 履行期間 契約締結日から令和7年3月21日まで
- (4) 履行場所 嬉野市

## 2 入札参加資格

入札に参加する者は、次に掲げる要件の全てを満たす者であることを要する。

- (1) 佐賀県建設工事等入札参加資格の審査等に関する規則第2条第2項の規定により、『建築士事務所』の決定（公告日時点）を受けていること。
- (2) 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定により、『一級建築士事務所』の登録を受けていること。
- (3) 佐賀県内に本店を有する建設関連業者であること。
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき更生手続開始又は民事再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (6) 開札の日の6か月前から開札の日までの間、金融機関等において手形又は小切手が不渡りとなった者でないこと。
- (7) 佐賀県発注の契約に係る指名停止処分を受けている者でないこと。
- (8) 自己又は自社の役員等が、次のいずれにも該当する者でないこと、及び次のイからキまでに掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者

- オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

### 3 入札者に求められる義務

入札に参加しようとする者は、「入札参加届」と「営業概要書」を令和6年10月24日（木）午後5時までに下記の担当所属に持参又は郵送（24日（木）午後5時までに担当所属へ必着）してください。

提出した関係資料等について説明を求められた場合は、これに応じなければなりません。

また、必要に応じて追加資料の提出を求めることがあります。「入札参加届」を提出した後、入札に参加しないこととした場合は、理由を記入した「入札辞退届」を書面で提出すること。

なお、提出された資料については、当該業務に関する目的以外には使用しません。

#### ※担当所属

郵便番号 843-0301 嬉野市嬉野町大字下宿甲700番地  
佐賀県立嬉野高等学校嬉野校舎（担当者：鈴山）  
電話 0954-43-0107

### 4 入札書の提出場所等

#### (1) 入札関係書類の交付場所及び問い合わせ先

3の担当所属に同じ。

#### (2) 入札説明会

実施しません。なお、現場確認が必要な場合は、個別に対応しますのでご連絡ください。

#### (3) 入札及び開札の日時

ア 日 時 令和6年10月30日（水）10時

イ 必要書類 入札書、委任状（代理人が入札を行う場合に限る）、内訳書

ウ 入札方法 入札者の直接持参又は郵送による入札。

入札書の郵送については、書留郵便とし、令和6年10月29日（火）午後5時までに上記3担当所属に必着とします。到着期限を過ぎて到着した入札書は無効とし、開札しません。また、封筒に「嬉野高等学校嬉野校舎外壁等調査業務委託入札書在中」と朱書きしてください。

#### (4) 入札に関する事項

入札は、本人又はその代理人が行うこととします。ただし、代理人が入札をする場合は、入札前に委任状の提出をしてください。

#### (5) 開札に関する事項

開札は、入札者又はその代理人を立ち合わせて行います。この場合において、入札者又はその代理人が立ち合わせない時は、当該入札事務に関係のない県職員を立ち合わせて行います。

(6) 入札の延期

天災その他やむを得ない理由により入札又は開札を行うことができない場合は延期することもあるので、事前に上記3に確認してください。

5 その他

(1) 入札保証金及び契約保証金

①入札保証金

佐賀県財務規則（平成4年佐賀県規則第35号）第103条第3項第2号の規定により免除します。

②契約保証金

佐賀県財務規則（平成4年佐賀県規則第35号）第115条第3項第3号の規定により免除します。

(2) 前金払 有（契約金額の30%以内）

(3) 部分払 無

(4) 入札書に記載する金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかは問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

(5) 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する者が行った入札は無効とします。

ア 参加する資格のない者

イ 当該競争入札について不正行為を行った者

ウ 入札書の金額及び氏名及について誤脱又は判読不可能なものを提出した者

エ 入札書の文字及び記号について消滅しやすい方法で記入されたものを提出した者

オ 入札書の金額の最初に¥の記号を記入していない、又は入札書の金額にアラビア数字を用いていないものを提出した者

カ 入札書の金額を訂正したものを提出した者

キ 入札書の誤字、脱字等により意思表示が不明瞭であるものを提出した者

ク 民法（明治29年法律第89号）第95条（錯誤）により無効と認められるものを提出した者

ケ 一人で2以上の入札をした者

コ 前各号に掲げるもののほか、競争の条件に違反した者

(6) 入札の中止

次の各号のいずれかに該当する場合は入札を中止します。この場合の損害は入札者の負担とします。

ア 入札参加者が連合し、又は不穩の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるとき。

イ 天災その他やむを得ない理由により、入札又は開札を行うことができないとき。

(7) 契約書作成の要否 要

(8) 落札者の決定方法

ア 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札候補者とし、直ちに入札参加資格の確認を行い、入札参加資格を有している場合に落札者とします。

イ 落札候補者が入札参加資格を有していない場合には、新たに次の順位の者を落札候補者として入札参加資格の確認を行い、落札者の決定まで同様に繰り返すこととします。

ウ 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者が二人以上あるときは、直ちに当該入札事務に関係のない県職員にくじを引かせ落札候補者を決定します。

エ 第1回目の開札の結果、落札者がいないときは直ちに再度入札を行います。この場合において、郵便により入札書を提出した者が再度入札に立ち会っていない場合、再度入札を辞退したものとみなします。

また、無効な入札を行った者は再度入札に参加することはできません。

オ 再度入札は2回を限度とし、落札者がいない場合は最終の入札において、有効な入札を行った者のうち最低金額を記載した入札者と協議し、合意を得た場合、その者と随意契約となります。

カ 落札者には、落札決定を通知します。

(9) 業務内容に関する質問書の受付等

質問がある場合は、別紙書面により、令和6年10月24日(木)17時までに、3の場所に持参、FAX、電子メール等で送付してください。質問があった場合は、令和6年10月25日(金)17時までにFAX、電子メール等で、入札参加資格を有する者全員に対して、回答を行います。

(10) 当該入札に定めのない事項については佐賀県財務規則の定めによるものとします。